

— 令和3年度 —



佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金(窓の断熱改修)の

ご案内

佐倉市では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」といいます。）を設置するかたに、予算の範囲内において設置費用の一部を補助します。

【重要】 注意点

- ・ 設置工事完了後の申請となります。
- ・ 既存住宅、既存窓が補助要件となります。（新築同時施工、設置済みの建売住宅、新設窓は不可）

* その他注意事項 *

- ・ この補助金の交付を受けた場合は、補助対象設備について適正な管理及び運用を図らなければなりません。一定の期間を経過する前に設備を処分する場合には、所定の申請が必要となるほか、補助金の返還等を求めることがあります。
- ・ 受付開始後は、随時、受付状況（残り件数・予算額等）について、佐倉市ホームページにてお知らせしますので、各自ご確認ください。
- ・ 個々の申請者に関する申請状況の問い合わせ（申請済か否か等）には、個人情報保護のため市ではお答えいたしかねます。直接、申請者又は代行事業者へご確認ください。
- ・ 交付申請の審査にあたって、必要な場合は現地確認を行うことがあります。立会をお願いする場合は、事前に日程等を調整させていただきます。
- ・ 契約時のトラブルが発生しています。納得できる業者と契約するとともに、製品性能について、ご自分でも情報収集するようお願いします。独立行政法人国民生活センターや全国の消費生活センターのホームページでは、相談事例を閲覧することができます。どのような事例があるのか事前に情報収集してください。
- ・ 設置に当たっては、各法令等に準拠してください。

【お問い合わせ・提出先等】

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 佐倉市環境部生活環境課

TEL 043-484-6716（直） FAX 043-486-2504

メール seikatsukankyo@city.sakura.lg.jp

佐倉市ホームページ <http://www.city.sakura.lg.jp/0000018600.html>

1 申請の条件等について

令和3年4月1日以降に対象設備の設置工事に着工したものが対象です。

(1) 補助対象となる設備及び補助金額

設備の種類	設備等の要件 ※未使用品であること。	補助金額
窓の断熱改修	<p>【設置する住宅等に関する要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業を実施する者自らが所有し居住する既存住宅。 ・第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する既存住宅。 ・住宅の建築工事が完了した日又は引渡しを受けた日の翌日以後に設置工事に着工したものであること。 	<p>補助対象経費 (注1) × 1 / 4 (上限: 8万円) ※千円未満端数切捨て</p>
	<p>【設備の要件】</p> <p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。加えて、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。</p> <p>※居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間を言う。 (空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り(カーテン、ロールスクリーン等)は、居室を区切る仕切りとして認められない。)</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等</p> <p>対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>※例えばリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1居室と判断しますので、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。</p> <p>※居室に外気と接していない窓がある場合、ステンドグラス等特殊な窓がある場合は、着工前にご相談ください。</p> <p>※既存窓と同一サイズでの改修が対象となる。</p>	

(注1) 設備本体(ガラス、窓)及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)

※網戸、雨戸等の窓付属部材費、消費税は対象経費に含まない。

※他制度の補助金を充当する場合は、補助対象経費から控除する。

(2)補助対象となるかた

下記のすべての条件を満たすかたが対象です。

- ①本市に住民登録を完了し、該当する住宅に居住しているかた
 - ②自ら所有し、かつ、居住する市内の住宅に、補助対象設備を設置したかた。若しくは、第三者が所有する住宅に居住し、所有者の承諾を受けて補助対象設備を設置したかた（店舗併用住宅も住宅部分で設備を設置する場合は対象となります。）
- ※既存住宅への設置のみが対象となり、建売の購入・新築、増築は対象外。
- ③補助対象設備の設置費用を負担し、設備を所有しているかた
 - ④市税を滞納していないかた
 - ⑤住宅の所有者が第三者（同居親族を含む）の場合、又は共有者がいる場合は、住宅の所有者又は共有者から補助対象設備を設置することについて同意を得ているかた
 - ⑥過去に同じ設備について、この制度により補助金の交付を受けていないかた（同一世帯のかたを含む※電灯契約により判断）
 - ⑦佐倉市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないかた
 - ⑧令和3年4月1日以降に補助対象設備の設置工事に着手し、完了済みのかた
 - ⑨市から事業効果等に関する資料の提供を求められたときに、応じられるかた

2 申請について

(1) 申請受付期間

令和3年6月1日(火)から令和4年2月28日(月)午後5時まで

※**先着順で受付**。受付期間中でも予算額に達した時点で受付を終了します。

※申請締切り時点で書類が**不備なく揃っている**ことが受付の要件となります。受付時の不備が多発しています。案内をよく読みご申請ください。

(2) 申請窓口、方法、受付日時

佐倉市役所1号館5階 生活環境課まで、必要書類を**直接持参**して申請してください。郵送やFAX、Eメール、データ持込みでの申請は受けません。**郵送された場合は、返送させていただきます。**

(土・日・祝・年末年始除く。午後12時～午後1時を除く、午前8時30分～午後5時)

(3) 交付申請に必要な書類

補助対象設備の設置工事の完了後、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号その1)及び補助対象設備の内訳(その2)に次の書類を添えて、提出してください。

交付申請書式は、佐倉市ホームページ(<http://www.city.sakura.lg.jp/0000018600.html>)からダウンロードしていただくか、市内各出張所・派出所・サービスセンター、生活環境課窓口でお受け取りください。

1)必要な添付書類 [○提出必須 *該当する場合は必要]

※チェックリストで書類の有無及び記載内容について確認のうえ、提出してください。

No.	添付書類	
1	工事請負契約書又は売買契約書の写し	○
	【契約書で4月1日以降の着工であることが確認できない場合のみ】着工日の証明書	*
2	設置費の領収書	○
	設置費の内訳書	○
3	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(製品パンフレット等)	○
4	補助対象設備の平面図、立面図	○
5	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	○
6	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類	○
7	【市による公簿確認に同意しない場合】住民票の写し又は届出避難場所証明書	*
8	【市による公簿確認に同意しない場合】市に納付すべき税の納税証明書	*
9	住宅の位置図(住宅近辺の案内図)	○
10	【住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合】第三者又は共有者の承諾書	*

11	設置工事に着工する前日までに住宅の新築工事が完了していることが確認できる書類	○
12	【事業者が代わりに申請する場合】 事務代行届（様式第2号）	*

2) 各書類の注意点等（番号は、必要な添付書類一覧の書類ナンバー）

1 着工日の証明書（写し不可）

- ・契約書で令和3年4月1日以降の着工であることが確認できない場合は、提出してください。
例）契約書上の着工日が令和3年4月1日以前の日付となっている場合
契約日が令和3年4月1日より前であり、かつ、着工日の記載がない場合
- ・社判（角印）入り、様式任意。

2 設置費の領収書及び内訳書（写し）

- ・領収書の領収金額に他の工事等の費用が含まれていても構いません。
- ・クレジット契約で領収書が発行されない場合は、販売店が発行する支払い済証明書を提出してください。（クレジット申込書は不可）
- ・内訳書は、申請書様式第1号（その2）「補助対象設備の内訳」に記載した補助対象経費の金額が確認できるもの（一式は不可）。必ずSII登録型番を記載してください。
- ・壁や天井等の窓以外の改修工事も同時に行っている場合は、窓の改修工事のみの内訳書の提出ができること

【内訳書等の記載例】

費用内訳						
窓①	登録型番			窓③	登録型番	
	部材購入費	円			部材購入費	円
	取り付け費	円			取り付け費	円
	解体撤去費	円			解体撤去費	円
窓②	登録型番			窓④	登録型番	
	部材購入費	円			部材購入費	円
	取り付け費	円			取り付け費	円
	解体撤去費	円			解体撤去費	円

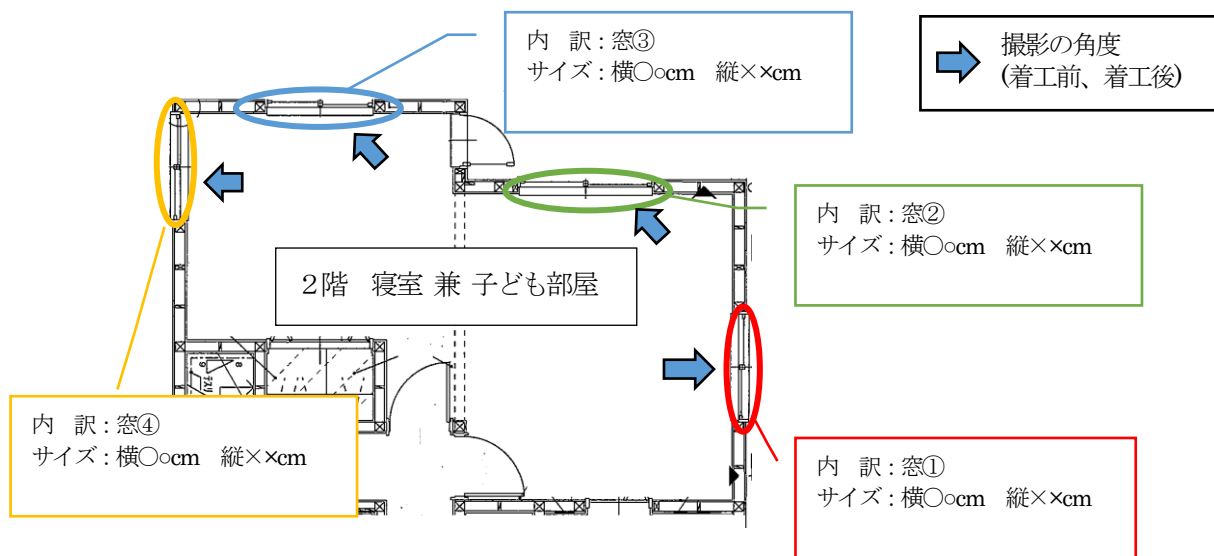
3 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（製品パンフレット等）

- ・メーカー名、品番、主な仕様、写真等が掲載されている部分を添付
- ・該当商品にマーカ一等をしてください。

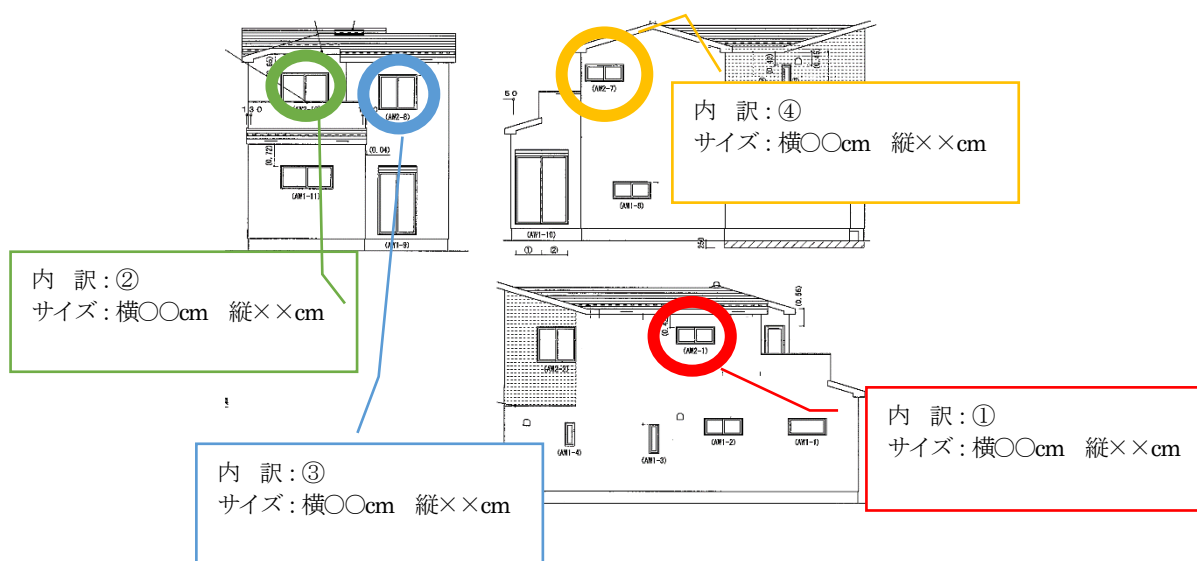
4 補助対象設備の平面図、立面図

- ・平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカ一等をしてください。
その際、別途提出している内訳書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカ一等をしてください。
- ・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

【平面図の例】



【立面図の例】



5 補助対象設備の設置状況が確認できる写真

- ・住宅全体と改修した全ての窓が必要。
- ・小さい写真の場合は、A4の紙に貼ってください。
- ・必ず工事着工前（足場のない状態）と工事完了後の写真を撮影してください。
- ・対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。

※ガラス交換等で工事着工前と工事完了後の変化が分かりにくい場合は、工事作業中の写真も撮影する

- ・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影するなど対応頂き、設置が完了し

ていることを証明できるように準備してください。

- ・工事着工前と工事完了後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ・改修したすべての窓を撮影してください。
- ・改修した窓全体を撮影してください。
- ・カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物等）は除いてから撮影してください。
- ・改修した窓の位置が分かるようにしてください。**詳細は4 補助対象設備の平面図、立面図の説明を参照してください。**

6 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類

- ・①～③のいずれかを添付してください。（写し可）
 - ①メーカー発行の保証書
 - ②メーカー発行の出荷証明書又は納品書（運送会社発行のものは不可）
 - ③メーカー発行の出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）
- ・日付、販売店名、購入者名等、記載欄の空欄は不可。

10 【住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合】 第三者又は共有者の承諾書

- ・共有者には、同居の親族（配偶者等）を含みます。

11 設置工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了していることが確認できる書類

- ・着工前写真（足場がない状態） ※建物全体+全ての窓 詳細は 5 補助対象設備の設置状況が確認できる写真の説明を参照してください。

(4) 申請時の注意等

- ・**書類が揃っていないものや内容に不備があるものは、受付せずに返却します。** 代行申請の場合や受付終了間際は特にご注意ください。
- ・①補助金申請者 ②工事請負契約書又は売買契約書の発注者 ③設置費の支払者（領収書の宛名）は同一人であることが条件です。
- ・印鑑は、訂正印も含め、全て同じものを使用してください。（共有者からの承諾書を除く。）
- ・スタンプ印（シャチハタ等）は使用できません。
- ・フリクションペン等、筆跡を消せるペンは使用できません。
- ・記載を訂正する場合は、二重線を引き、申請書に押したものと同一印鑑で訂正印を押してください。修正液、修正テープ等は使用できません。
- ・このほか、よくある質問についての回答を市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

(5) 代行申請等について

- ・申請等の手続を設置業者等に依頼する場合は、事務代行届（様式第2号）を提出してください。
- ・代行したことによる事故等について、市では一切の責任を負いかねます。
- ・代行申請をされた場合においても、市から申請者への通知類は全て申請者本人宛に郵送します。申請

者の責任において内容をご確認のうえ、必要な対応をお願いします。

3 補助金請求について

申請時に補助金交付請求書を提出しなかった場合は、交付決定兼確定通知を受け取ってからすみやかに佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

請求書の受領後、補助金の振込手続を行います。

4 アンケート

今後の施策の参考のため、設置後に簡単なアンケートへのご協力をお願いしています。詳細は、交付手続終了後にご案内いたします。